長谷部社会保険労務士事務所
☎ 018-893-5385
018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp

労働保険料の申告について

先月末から今月初めの間に臨時労働保険指導員として労働保険料申告（年度更新）の受付をしました。その際に、実際にあった留意点等について紹介します。

１．労働保険の概要

労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険を総称して労働保険と言われます。

労災保険については、労働者が業務上の事由により、ケガや病気となった際、給付を受けられる制度です。雇用保険については、労働者が失業した場合や育児休業、定年後雇用継続している場合に給付を受けられる制度です。

これらの保険料について、労災保険料については、全額事業主負担し、雇用保険については、事業主と労働者で負担することとなっております。

健康保険や厚生年金保険と異なり、毎月、保険料を納めるのではなく、原則、年１回納めることとなっており、確定保険料と概算保険料を合わせて納めるため、「年度更新」と言われます。

確定保険料とは、申告時期の前年度の保険料のことであり、支払われた賃金が決まっており、保険料も確定しているため確定保険料と言われます。

概算保険料とは、申告時期の今年度についての保険料であり、支払われる賃金の見込で、保険料を概算して決めるため、概算保険料と言われます。

２．労働保険申告時の留意点

受付をしていた際、見受けられた留意点について、紹介します。

（１）労働保険料の対象賃金

労働保険料は、賃金に保険料率を乗じて、計算されますが、対象となる賃金以外の賃金を含めているケースがありました。以下の表のような取扱いとなっております。

賃金とするもの		賃金としないもの	
基本賃金	日給・月給、臨時日雇労働者・パートタイマーに支払う賃金	役員報酬	取締役に対して支払う報酬
賞与	夏季・年末などに支払うボーナス	結婚祝金 死亡弔慰金 災害見舞金 年功慰労金 勤続褒章金 退職金	就業規則・労働協約等の定めがあるとないとを問わない
通勤手当	非課税分を含む		
定期券・回数券	通勤のために支給する現物給与		
超過勤務手当 深夜手当等	通常の勤務時間以外の労働に対して支払われる残業手当等		
扶養手当 子供手当 家族手当	労働者本人以外の者について支払う手当	出張旅費 宿泊費	実費弁償と考えられるもの
技能手当 特殊作業手当 教育手当	労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当	工具手当 寝具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当	休業補償費	労働基準法第76条に基づくもの。法定額60%を上回った差額分を含めて賃金としない
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等	傷病手当金	健康保険法第45条の規定に基づくもの
住宅手当	家賃補助のために支払う手当	解雇予告手当	労働基準法第20条に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当
奨励手当	精勤手当・皆勤手当等		
物価手当 生活補給金	家計補助の目的で支払う手当		
休業手当	労働基準法第26条に基づき、事業主の責めに帰すべき事由により支払う手当	財産形成貯蓄等のため事業主が負担する奨励金等	勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄を援助するために事業主が一定の率又は額の奨励金を支払う場合
宿直・日直手当			
雇用保険料 社会保険料等	労働者の負担分を事業主が負担する場合	会社が全額負担する生命保険料の掛け金	従業員を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの
昇給差額	離職後支払われた場合で在職中に支払いが確定したものを含む	持家奨励金	労働者が持家取得のため融資を受けている場合で事業主が一定の率又は額の利子補給金等を支払う場合
その他	不況対策による賃金からの控除分が労使協定に基づき遡って支払われる場合の給与	住宅の貸与を受ける利益（福利厚生施設として認められるもの）	但し、住宅貸与されない者全員に対し（住宅）均衡手当を支給している場合は、貸与の利益が賃金となる場合がある

長谷部社会保険労務士事務所
☎ 018-893-5385
018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp

（2）保険料率の変更

業種ごとに、保険料率は異なりますが、保険料率が改定され、確定保険料と概算保険料が異なるケースがあります。原則、確定保険料をそのまま概算保険料として申告しますが、保険料率が改定され、概算保険料が変わることがあります。

（3）保険料の充当と不足

前々年度の概算保険料と前年度の確定保険料との差額を調整するため、充当と不足の欄が設けられておりますが、逆に、記載しているケースがありました。間違った保険料となってしまいます。

（4）参考添付書類

確定保険料算定基礎賃金集計表を持参していただいておりますが、経理ソフトで自動的に印刷できる書類を持参される方おりました。申告済みの概算保険料と金額が異なっているケースがありました。おそらく、経理上の入力ミス、仕訳ミス等考えられますので、自動で印刷できる書類と労働局から送られてくる申告済みの概算保険料に違いがないか、ご確認ください。

（5）その他

対象となる賃金から控除される方として、年度の初日４月１日時点で萬 64 歳以上の労働者は、雇用保険料が免除されます。私が受付した中ではいませんでしたが、免除の対象であることを忘れて計算してしまうケースがあると思います。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら
長谷部　崇　まで　お問い合わせください。
☎ 018-893-5385　　018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp
ホームページ　http://hasebe-sr.com/